

四日市市告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、本件については、四日市市都市計画まちづくり条例第16条第2項に定めるところにより、都市計画の変更（地区計画の決定）の理由を別紙で添付する。

平成30年12月14日

四日市市長 森 智広

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類：四日市都市計画地区計画  
名称：上海老地区地区計画
  
- 2 都市計画を定める土地の地区  
都市計画の図書において表示する。
  
- 3 縦覧場所  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市 都市整備部 都市計画課

(都市整備部都市計画課)

(別紙)

地権者からの都市計画提案に対する都市計画の変更を必要と判断した理由

1. 提案された都市計画の名称  
(仮称) 上海老地区地区計画

2. 位置  
四日市市上海老町字東大沢 1 5 8 5 - 1 4 6 ほか 1 1 4 筆

3. 面積  
約 6. 7 h a

4. 判断理由

提案内容は、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（県地区都市計画マスタープラン）に基づく地域整備「⑦良好な地域環境の形成」に位置付けられたものであり、周辺の既存集落等の維持及び活性化のための計画であるため、上海老地区地区計画として都市計画を変更（地区計画の決定）する。

(都市整備部都市計画課)